

第 29 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 5 年 4 月 20 日 (木) 午後 1 時 30 分
会 場 喜多方プラザ 小ホール

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一 2 番 高野 進 4 番 小沢 勝則

5 番 武藤 常雄 6 番 二瓶 崇 7 番 菊地 貴

9 番 大津 康男 10 番 小林千代松 11 番 平田 恭一

12 番 木戸 賢治 13 番 木村富士男 14 番 小林 博行

15 番 菅井 大輔 16 番 岩崎 茂治 17 番 佐藤 光伸

4. 本日の総会に欠席通告した委員

3 番 渡部 清孝 8 番 山口 久人

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 62 号 会務報告について

報告第 63 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 147 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可処分の取消願出
について

議案第 148 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 149 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 150 号 農用地利用集積計画について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

主 事 成 澤 郁 実

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 長谷川 修

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日はお忙しいところ第29回総会にご出席をいただき、誠にご苦勞様
でございます。先日、地域計画策定に係る制度説明会が開催されました
が、農業委員並びに最適化推進委員にも出席をいただき、ご足勞をおか
けしました。地域計画につきましては、スケジュールにより、皆さんの
意見を聴取しながら前に進めて行きたいと思っております。何卒、ご理解とご

協力をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。また、総会終了後には全体会の中で、令和4年度の総括と今年度の計画を慎重に審議していただく時間を設けております。また、今程事務局の方からありました通り、4月1日付けで職員の人事異動がありました。農業委員会については、例年になく小規模であったということではありますが、岩下局長を中心に職務にあたっております。なお、その詳細等については全体会の中で皆さんに報告をしたいと思ひます。

さて、本日の総会には、報告2件、議案4件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願ひ申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、3番 渡部清孝委員、8番 山口久人委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第29回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、1番 高橋忠一委員、2番 高野進委

員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第62号 会務報告について」、「報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第62号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔4件を朗読、説明。〕

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第62号及び報告第63号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第62号及び報告第63号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第62号及び報告第63号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第147号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第147号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第147号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第147号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第148号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転7件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、10番 小林千代松委員、所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員、No.2、No.3、No.4については、7番 菊地貴委員、No.5については、9番 大津康男委員、No.6については、11番 平田恭一委員、No.7については、14番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。農地法第3条権利設定のNo.1の案件について、報告をいたします。去る4月11日午前10時より設定人の〇〇〇さん、〇〇〇行政書士、〇〇〇の農業部門ということで〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。本申請に伴う権利の取得については周辺も畑であり、支障を及ぼすことなく適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第3条所有権移転 案件No.1について、報告いたします。去る4月9日午前10時20分頃より、譲渡人の〇〇〇氏の立ち会いのもと、現地調査並びに内容の聞き取り調査を行いました。譲受人の〇〇〇氏は都合により欠席のため、電話にて確認を行いました。〇〇〇さんと〇〇〇さんは同じ譲屋地区内のご近所であり、問題はないと判断しました。現地は〇〇〇氏の自宅近くで周りは水田、畑で、昨年まで作物を栽培して管理されており、本申請に伴う権利の取得については周辺の農地に支障を及ぼすことなく、適正に管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo.2、No.3、No.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第3条所有権移転 案件No.2について、報告させていただきます。去る4月10日午前11時頃より、譲受人の〇〇〇さんの息子さんとお会いして内容を確認させていただきました。申請地は以前から譲受人が耕作しており、水稻を作付けしていました。今回、譲渡人の要望により本申請に至ったとのことであり、譲渡人の〇〇〇さんに電話確認したところ同様の内容でした。譲受人の〇〇〇さんの息子さんも専業で農家を営んでおり、今後も周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正に管理がなされるものと判断いたしました。

続きまして、農地法第3条所有権移転 案件No.3について、報告させていただきます。去る4月10日12時頃より、譲受人の〇〇〇さんとお会いし、内容を確認しました。以前から当申請地は、譲渡人が譲受人に荒らさない様に管理してほしいとの依頼により自家用野菜を作付けしておりましたが、今回、譲渡人の要望により本申請に至りました。譲受人の息子さんも今年から就農しており、今後も今まで同様に適正に管理がなされるものと判断いたしました。

続きまして、農地法第3条所有権移転 案件No.4について、報告させていただきます。去る4月10日11時30分頃、再度譲渡人の〇〇〇さんに電話確認をさせていただきました。譲渡人と譲受人は親子関係であり農機具類も一通り揃っております。譲渡人はサラリーマンの傍ら農作業を行っており、親子間での権利移動ですので、今まで同様に適正に管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番大津です。農地法第3条所有権移転 案件No.5について、報告いたします。去る4月9日午後1時より現地にて、出席者は〇〇〇さんの父親である〇〇〇氏と現地確認並びに聞き取り調査を行いました。譲渡の理由としては、〇〇〇さんの旦那さんが3年前に亡くなり、1人暮らしで農作業が出来なくなったため、〇〇〇さんに田の耕作を委託したそうです。今までも東條が耕作しており、本申請に伴う権利の取得について

は、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正に管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo. 6 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。農地法第3条所有権移転 案件No. 6 について、報告いたします。去る4月11日午前9時頃より、譲受人の〇〇〇氏立ち会いのもと、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは、ご高齢となったため本申請地まで行って農作業を行うのが困難となり、かつ後継者もないことから畑の処分を考えておられました。一方で譲受人の〇〇〇さんは昨年の8. 3大雨災害により、それまで耕作して来た畑が使えなくなってしまったという状況でした。〇〇〇さんと〇〇〇さんは自宅がお隣同士ということで、〇〇〇さんの方から〇〇〇さんの方へ畑を貸していただけないかと、お声掛けをしたところ、〇〇〇さんの方からは、畑は永遠に使ってくれという返事があり、それならばということで今回の所有権の移転という話がまとまり、本申請に至りました。本申請に伴う権利の取得については、農地の集団化、農作業の効率化、水利調整など周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正に管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo. 7 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。農地法第3条所有権移転 案件No. 7 について、ご報告申し上げます。今月の9日午後2時頃、譲受人の〇〇〇さん宅に伺いまして、贈与の実情と現地の確認を行いました。〇〇〇さんと〇〇〇さんは従弟同士であり、〇〇〇さんは現在は猪苗代町の川桁在住で、申請地の田は長らく〇〇〇さんが耕作していました。この度、〇〇〇さんが身体が不自由ということで〇〇〇さんに贈与という形で、権利移転するに至ったということでございます。申請地は、〇〇〇さんの自宅の前にあり、山間の水田地区にあります。申請地の周りは、〇〇〇さんの田がほとんどでありまして、周りの方の農地に支障を及ぼすことはないと判断いた

しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第148号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

はい、18番齋藤委員

○齋藤澄子委員

18番齋藤です。聞き逃したかもしれませんので、もう一度お願いしたいのですが、権利設定のNo.1についてですが、ハウスでキュウリを作るということですが、ハウスは元々あるものなののでしょうか。もしこれからハウスを建ててということであれば、貸借期間が2年間というのは少し短い様な気がします。教えていただきたい。

○事務局

農地法第3条権利設定No.1の案件についてですが、ハウスの土台につきましても、現在農協からの購入を進めているということで、準備をしているということでもあります。2年間につきましても、とりあえず当面は2年間でやって行きたいとの内容での申請になります。以上であります。

○齋藤澄子委員

新規参入ということになると思いますが、必要な資材等を考えると結構な額になると思いますが、補助事業等を使ってやられるのか、それとも2年間過ぎて、この農地でよろしくないとなれば、ハウス等をすべて撤去されるということなののでしょうか。

○事務局

申請の内容をもう一度詳しくご説明しますと、申請地につきましても令和3年11月に現在の所有者である〇〇〇さんが空き家といっしょに購入した案件でございます。令和4年度から耕作、管理していく予定で

ございましたが、ご自身の体の調子が悪くなり、入院等されたということで耕作、管理が出来ない状態になったということでございます。今現在も通院等されておりました、今後も回復がいつになるかわからない状態ということもございましたので、その間、〇〇〇さんが経営している会社の方でキュウリを耕作したいということで、申請があったものでございます。なお、農業法人ではない一般の法人の権利取得ということで、3条許可でもし何かあった場合でも、管理、耕作が出来ない、適正な営農がされていない場合、許可の取り消しとなる条件付きの許可ということで、許可をしたいと考えております。ハウスの2年間の設置ということでございますが、今現在農協さんを通して苗も含めてハウスの購入を進めているということであり、許可が出ればハウスを建てて速やかに進めて行くということです。2年間という短い期間ではございますが、会社として農業参入を進めて行きたいということで、まずは申請地で経験を積みたいという内容でございます。なお、ハウス等の補助金は使っておりません、独自の資金でございます。

○齋藤澄子委員

ハウスを購入するということは、これから購入して建てるとなると、定植にはすごく遅い時期になると思いますが、ほぼ1年はそれほど収量もなく、資金等を費やすだけの状態になるということですが、この計画で行くと来年1年しか通常のキュウリ栽培は出来ないということになると思いますが、その辺りもわかっているの申請ということですのでよろしいでしょうか。

○事務局

この土地につきましては、先程も申しあげました通り、正式な形で申請があったのは3月ですが、その前から〇〇〇さんと会社の方で受委託契約を検討しているということで、受委託契約によって進めているというお話しは聞いてございます。今後、今年と来年については適正な管理をして行くということで、会社の方からも申請の際に説明がございましたので、適正な管理がなされるものと判断しております。

○議長

齋藤委員よろしいでしょうか。

○齋藤澄子委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、12番木戸委員

○木戸賢治委員

12番木戸です。農地法第3条権利設定 案件No.1 についてですが、畑でキュウリを作付けするということですが、この場所は日中間線のパイプラインが入っているところだと思いますが、水利権の方の問題は大丈夫なのか伺いたい。

○事務局

水利権の問題については、本人も当然その辺は解っておりまして、改良区さんとの協議はしているということでございます。

○議長

木戸委員よろしいでしょうか。

○木戸委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、13番木村委員

○木村富士男委員

13番木村です。7ページの案件No.5 についてですが、聞き間違いかわかりませんが、説明では10a当り16,500円と聞いたのですが、何故こんなに安いのか教えていただきたい。

○事務局

大津委員からも報告がございました様に、現在お一人暮らしだそうでございます。ゆくゆくは東京の方に引っ越すという予定になっておりました、農地につきましては残しておいても困るため、ぜひ手放したいということから、〇〇〇さんに予めから耕作していただいていた経過があったそうですので、ただ同然でも良いので、譲りたいのでぜひ農地として利用していただきたいという内容で安くしたと聞いてございます。以上でございます。

○議長

木村委員よろしいでしょうか。

○木村委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第148号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第148号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第149号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、8番 山口久人委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。

No.2については、6番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○事務局

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

山口委員から報告書を預かっておりますので、代読させていただきます。農地法第5条所有権移転の案件No.1の現地調査の内容であります。4月10日午前9時20分頃、現場にて譲渡人 ○○○さんの代理人として ○○○行政書士さんと息子さんの○○○さん、譲受人の○○○さん本人立ち会いのもと、五十嵐推進委員、誼高次長、私で現地調査と聞き取り調査を行いました。当該地は、何年か前から須藤さんに貸出しておりましたが、今回購入することになりました。今回売買の話があり、登記を確認したところ畑であることが判明し、顛末書を提出しての申請となりました。周辺は住宅地であり、周辺には農地もなく支障はないものと判断いたしました。以上であります。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番二瓶です。農地法第5条所有権移転の案件No.2について、ご説明申し上げます。去る4月12日午後3時15分より、譲渡人の○○○さん、譲受人の○○○さんは欠席であり、その代理人として行政書士○○○事務所の○○○さん、委員からは大津委員と私、事務局の誼高次長と長谷川主査立ち会いのもと、実情調査並びに現地調査を行いました。当申請地

は、御殿場の住宅地にありまして、地目は田となっておりますが草刈り程度の管理で休耕地となっております。また、土砂等の流出はなく、用水は道路の側溝へ排出し、上下水道も完備されており、また周辺には農地等はなく、問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第149号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第149号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第149号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第150号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定29件、所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第150号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第150号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第150号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第29回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 4 : 3 6